

■用途地域等内の建築物の用途制限(建築基準法第48条、同法別表第2による)

		幸町地区(勤労者 体育センター周 辺)		②若宮町地区 (北上駅西南の 工業地域)		③北鬼柳地区(曾山・柳田周辺)				④江釣子ショッ ピングセンター 周辺地区		備 考	
用途地域等内の建築物の用途制限		第 一 種 住 居 地 域	商 業 地 域	工 業 地 域	第 二 種 住 居 地 域	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	第 二 種 住 居 地 域	準 工 業 地 域	近 隣 商 業 地 域		
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり	
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業店舗のみ。2階以下。 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業店舗のみ。2階以下。 ③ 2階以下。 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。	
	店舗等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	②	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が 3,000㎡を越え、10,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	店舗等の床面積が 10,000㎡を越えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下	
	事務所等の床面積が 150㎡を越え、500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 500㎡を越え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 1,500㎡を越え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	事務所等の床面積が 3,000㎡を越えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
ホテル、旅館		▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
遊技施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	カラオケボックス等	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等	○	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①客席200㎡未満 ②客席10,000㎡以下	
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲個室付浴場等を除く	
公共施設・病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600㎡以下	
	自動車教習所	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
工場・倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)	▲	○	○	▲	○	▲	○	▲	○	○	▲300㎡以下 2階以下	
	建築物附属自動車車庫	③	○	○	③	①	②	①	③	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下	
	①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄の記載の制限												
	倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	畜舎(15㎡を超えるもの)	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で 作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲2階以下	
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	①	②	○	①	○	○	○	○	①	○	②	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	②	○	○	○	○	○	○	○	○	②	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車修理工場	①	③	○	①	○	○	○	○	①	○	③	作業場の床面積 ①50㎡以下 ②150㎡以下 ③300㎡以下 原動機の制限あり	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	②	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①1,500㎡以下 2階以下 ②3,000㎡以下	
	量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等													

注)本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。